松前家による系図作成の一齣

はじめに

系図伝」(以下、「寛永譜」とする)の編纂事業が開始された。の系譜を集めるという将軍家光の上意があり、これによって「寛永諸家寛永十八年(一六四一)二月七日、太田備中守資宗を奉行として諸家

という点に注目しながら、この系図の性格について若干の検討を加えてている。小稿では、いかにして松前家が若狭武田氏の末裔となったのか系の若狭源氏の末に仕立あげたのは、直政ではなかろうか」ともいわれ提出されており、とくに、直政は「松前家の祖たる武田信広を新羅三郎松前家でも、この年に登用された斉藤直政によって系図がまとめられ

一 松前家が提出した系図の性格

みたい。

松前家が幕府に系図の提出を求められたのは、

前氏広家之素図於可書上之由、家臣斉藤多宮直政就之、則日直政謁同二十年七月十六日、大将軍家光公為太田備中守資宗承、被仰出松

工藤大輔

表図書之筆者十二人之内、高野山見樹院法印立詮、申松前之先祖者 表、令法印清書二巻、其一巻者使資宗上 大将軍、一巻者氏広所持、と、寛永二十年(一六四三)七月一六日のことであったと『新羅之記録』と、寛永二十年(一六四三)七月一六日のことであったと『新羅之記録』と、寛永二十年(一六四三)七月一六日のことであったと『新羅之記録』と、寛永二十年(一六四三)七月一六日のことであったと『新羅之記録』という「松前家譜」(以下、「系図①」とする)によって知ることになる。このときに松前家から提出された系図は、「寛永廿年幕府江御差なる。このときに松前家から提出された系図は、「寛永廿年幕府江御差なる。この系図には、「寛永二十癸未歳七月吉日 松前辧之助/太ができる。この系図には、「寛永二十癸未歳七月吉日 松前辧之助/太ができる。この系図には、「寛永二十癸未歳七月吉日 松前辧之助/太ができる。この系図には、「寛永二十癸未歳七月吉日 松前辧之先祖者素図書之筆者十二人之内、高野山見樹院法印立詮、申松前之先祖者を裏付けることができる。

された系図を目にした松前景広が、『新羅之記録』をまとめるきっかけいう。忠広は、初代藩主慶広の二男である。ちなみに、このときに作成とにより書院番をつとめており、妻は「松前隼人正忠広が女」であるととほぼ同文の記述があるが、これには上使永井弥右衛門(直元)が遣わとほぼ同文の記述があるが、これには上使永井弥右衛門(直元)が遣わまた、内閣文庫蔵「松前系図」全」にも、右の『新羅之記録』の記事また、内閣文庫蔵「松前系図」全」にも、右の『新羅之記録』の記事

の一つとして、

御上洛之時乍為病身供奉奉而於途中逝去、豈是不尽忠節矣、直政之殊更隼人正忠広、奉事大将軍秀忠公、於大坂陳令高名、加以秀忠公

と、この忠太の忠節が載せられていなかったことをあげている。失念故乎不載此巻中事、為実以遺恨、景広書載別之一巻、

えば、津軽氏のばあい、である太田資宗の名をもって諸家に問い合わせがなされたという。たとである太田資宗の名をもって諸家に問い合わせがなされたという。たととめあげられてゆくことになるが、この過程で生じた疑問点などは奉行と、この忠広の忠節が載せられていなかったことをあげている。

政信後法成寺猶子無疑者也、云々、者来、示近衞信尋公書状一通、其状曰、津軽系図龍山自筆也、然則太田備中守資宗問、尚通政信相続之事、時寛永十八年五月、津軽使

られた。五月に津軽の使者が示した「近衛信尋公書状一通」はこの返書類しており、四月二六日付の近衛信尋の返書により、津軽系図は近衛前類しており、四月二六日付の近衛信尋の返書により、津軽系図は近衛前をの進藤修理に書状を遣わして、自家の筋目を保証して欲しいと依近衛家の進藤修理に書状を遣わして、自家の筋目を保証して欲しいと依近衛家の進藤修理に書状を遣わして、自家の筋目を保証して欲しいと依近衛家の進藤修理に書状を遣わして、政信が近衛尚通の猶子であるとすることに疑問を持たれ、問い合わと、政信が近衛尚通の猶子であるとすることに疑問を持たれ、問い合わ

しかし、もし後者であったとすれば、それは津軽家のばあいとおなじよた系図に対する疑問を問うためのものであったのかは俄には分からない。家に系図の提出を求めるためだけのものであったのか、すでに提出され松前家の上使として派遣された永井弥右衛門は、姻戚関係のある松前

であった。

さて、「寛永譜」を編纂するにあたっては、

うに、若狭武田家の末裔であるという松前家の出自に関するものであっ

たと思われる。

- に大書される。(1)譜伝の最初にあげられている通称・官途・位階などは、最初
- (2) 原則として改年のところでは改行にし、干支は付さない。
- 記し、台頭にして記す。権現(または大権現)、秀忠は台徳院殿、家光は将軍家と表(3)徳川氏以外には敬称を一切用いない。そして、家康は東照大
- 軍家」とするものは、諸家から提出された思われる系図にはまったくみといった形式的統一があり、とくに、(3)の家光に対する表記で「将

(4) 家紋は必ず系図の後に記す。

点)が収められており(以下、「閣本」とする)、その特徴は、内閣文庫には真名本の「寛永諸家系図伝」(三〇冊 総数約四〇〇られないという。

- (イ) 諸家よりの呈譜、ないし呈譜の原形をよく残していると思わ
- (ハ)寛永譜の編纂にさいしての考証筆記。(ロ)寛永譜の未定稿の段階にあると思われるもの。
- (二) 寛永譜編纂のための参考資料!
- 「系図②」とする)は、「閣本」の中で唯一、さきの(3)のルールでであるという。そして、これに収められている松前家の系図(以下、の四種類の合綴本で、「寛永譜」編纂のための土台となったものの一部

②」は、文章なども日光東照宮所蔵の「寛永譜」とほとんど変わらない ある「将軍家」の表記を用い、台頭にしたものである。しかも、「系図 ところから、「寛永譜の最終稿本と推定される」という。

相違はあるが、人物の名前の表記、日付などは完全に一致している。し たその時点ですでに「寛永譜」の形式に則っていたというができ、さら 家紋以外はすべて当てはまっている。松前家の系図は、幕府に提出され には、その語句などにしても、「寛永譜」と極めて近似したものとなっ かも、「寛永譜」の統一形式である(1)~(4)のルールも、(4)の 一方、「系図①」と「系図②」とを比較してみたとき、若干の語句の

系図作成の背景

ているということができる。

高野山見樹院の法印立詮が清書をおこなったと伝える。斉藤直政は、 臣の斉藤直政がその担当者となり、幕府の系図編纂事業に関わっていた。 さきに紹介した『新羅之記録』の記述によると、松前家の系図は、 大 家

永二十年九月の太田資宗による「寛永諸家系図伝序」に、 用され、家老職に就いた人物であるという。また、立詮については、寛(『 坂籠城の浪人にその出自が求められ、藩主公広によって寛永一八年に登

字事、且招京都五岳僧侶十七人経日到着江戸、於是配分諸家系譜: 台命使僧録金地院元良、長老尾州法眼正意、 高野山見樹院立詮及 営中筆史大橋重政・小島重俊預和 水戸書生ト幽・了的、

て記したと伝えられる。

松前家の系図については、『新羅之記録』によると、

十九年三月十日重有

使道春・春齋掌清和源氏部、立詮属之、

寛永十九年三月の編纂員の増員から幕府の系図編纂に携わることに

٦ (ا)

左衛門重俊三人令漢字改和字」と、真字本を仮名本に改める作業をおこ。 和源氏部」を担当し、「高野山見樹院立詮・大橋長左衛門重政・小島久 なった人物であると記されている。そして、林道春・春齋のもとで「清

なっていたということを知ることができる。 「松前系図(全」(以下、「系図③」とする)は、「系図①」と同種の

なされているであろうと思われる部分が数か所あり、その意味では、 系図であると思われる。しかし、とくに『新羅之記録』によって加筆が

「系図③」はその利用にさいしては注意しなくてはならない。そして

その「系図③」の末尾に次のような一節がある。

寛永諸家系図之伝載之、 公儀差上系図留書也、

下者、松前之家譜記之、且遇松前之家臣斉藤多宮直政、其真偽以而 此一巻、 自修理大夫国信以上者、以官本系図考之、自若狹守信広以

備後来之一覧而已、

高野山見樹院住持

家の末裔であると主張する部分を「官本系図」で、『新羅之記録』で 「当家之元祖」とされる武田信広以下については「松前之家譜」によっ これによると、幕府に提出された松前家の系図は、松前家が若狭武田 権大僧都法印立詮記之

36

被御覧狄之鳴之絵図、北高麗之様体有御物語、以其次而尋聞召当家慶長四年冬、於摂州大坂之御城西丸、十一月七日被召家康公御座間

之系図也

に提出するために斉藤直政の手によってまとめられた系図であったので系図が焼失したとも伝えられる。「松前之家譜」は、おそらくは、幕府「当此時、従信広朝臣相伝鎧・良広朝臣之弓、殊更系図等令悉焼失」というように、慶長四年(一五九九)に家康に系図について尋ねられてというように、慶長四年(一五九九)に家康に系図について尋ねられて

はないだろうか。

でもおなじである。 でもおなじである。

には若狭武田氏に関してどのように記述がなされていたのか(もしくは、ていた立詮によって書かれたものであったと思われる。「松前之家譜」「寛永譜」編纂のために収集されていた系図であり、この事業に関わっれである。つまり、松前家の系図の若狭武田家との関係を示す部分は、められている。「建仁寺十如院本」と朱書された「若狭武田系図」がそめられている。「建仁寺十如院本」と朱書された「若狭武田系図」がそしかし、松前家の系図と同じ順序でならんでいるものが「閣本」に収

集したものをそのままあてはめなくてはならない程度にあったのだろうまったくなかったか)は分からないが、「寛永譜」を編纂するために収

むすびにかえて

か。

寛永二十年七月に幕府に提出されたという松前家の系図は、「寛永暦」の体裁に則って作成された系図であった。それは、系図作成を担当はた斉藤直政が、「寛永譜」編纂に関わっていた高野山見樹院立詮と接触していたからにほかならず、「系図③」にいうように、立詮が書き上げたのであろう。また、直政がこのときまでに、一後に松前景広に「情焼見之、従当家之元祖信広朝臣廸盛広朝臣之代有年譜彼此相違之事、難放見之、従当家之元祖信広朝臣廸盛広朝臣之代有年譜彼此相違之事、難放見之、於今不逮是非、」と評されるものであっても―「松前之家譜」というべき系図をまとめていたすれば、直政にとって系図作成のハイライトは、松前家を若狭守武田氏の末裔とすることにあったと思われる。「清和源氏部」を担当していたすれば、直政にとって系図作成のハイライルであったといえよう。しかし、一方では、慶長一四年の火災によって、情焼失してしまったからか、積極的に理由づけができなかったと思われる。「清和源氏部」を担当していたすれば、直政にとって系図作成のハイライトは、松前家を若狭守武田氏の末裔とすることにあったと思われる。

註

(1)「大猷院殿御実紀」巻四六。

- 提出していたようである(『鹿児島県史料 旧記雑録』後編六附録一、(2)このとき提出されたのは系図ばかりでなく、「古書物」も書き写して
- 二〇五号文書、一九八六年)。
- 一九七八年)。(3)海保嶺夫『幕藩制国家と北海道―松前藩政史研究序説―』(三一書房、
- (4)『新北海道史』第七巻資料一 (一九六八年)。
- (5) 松前町史編集室蔵「中島家文書」。
- 松前辦之助/太田備中守殿」とあるが、後に加筆された形跡がある。(6)この系図は、「系図①」とおなじように、「寛永二十癸未歳七月吉日
- (7)「大猷院殿御実紀」巻五四。
- (8)「寬政重修諸家譜」巻第六二三。
- 九〇年)。(9)橋本政宣「寛永諸家系図伝と細川系図」(『日本歴史』五〇一号、一九
- (10) 内閣文庫蔵「寛永諸家系図伝」。
- 一九九六年)。(11)津軽信吉書状写(『新編弘前市史』資料編二近世一、六二九号文書、
- (12) 近衞信尋書状 (同右、六三四号文書)。
- 為信が上洛し、「近衛家へモ参上」(同右、五五号文書)したというよう(3) 津軽家と近衛家との関係が認められるのは、文禄二年(一五九三)に
- 一号文学科篇Ⅰ、一九八〇年)。的研究(一)―近世前期藩政文書を中心に―」、『文経論叢』第一五巻第に、為信以降のことであるという(長谷川成一「津軽藩々政文書の基礎は、著『『『『『『『『『『『『『『『『』』
- 伝』第一巻、続群書類従完成会、一九八九年)。(4)橋本政宣「寛永諸家系図伝と諸家の呈譜」(『日光叢書 寛永諸家系図
- したものではなかったという。しかも、(3)の方針は、少なくとも寛永十八年の秋の段階では一定

(15) 同右。

(16) 同右。

①」はこれとおなじ位置に家紋の記述があった可能性がある。前系図 全」(「系図③」)は、冒頭部分に「家紋刲菱」とあり、「系図

(17)「系図①」は、冒頭部分に欠損部分がある。後掲する内閣文庫蔵「松

- (18) 海保嶺夫『幕藩制国家と北海道』(三一書房、一九七八年)。
- なお、西尾正信(書物奉行)の譜伝にも、おなじ内容の記事がみえる。年)。 年)。 (19)『日光叢書 寛永諸家系図伝』第一巻(続群書類従完成会、一九八九

(20)「西尾系図」『日光叢書 寛永諸家系図伝』第六巻(続群書類従完成会、

一九九一年)。

- 公於大坂御城西丸慶広被為召、当家之系図・蝦夷嶋之絵図上覧」と伝え(ミイン)『松前年々記』(『松前町史』史料編第一巻、一九七四年)では、「家康
- F。(27)『日光叢書 寛永諸家系図伝』第一巻、続群書類従完成会、一九八九(27)『日光叢書 寛永諸家系図伝』第一巻、続群書類従完成会、一九八九
- (3)『国史大系』第六〇巻上(吉川弘文館、一九六六年)。
- (3)『続群書類従』第五輯下(続群書類従完成会、一九五九年訂正三版)。(34)『小浜市史』社寺文書編(一九七六年)。

(26) 同右。

- 《27)『日光叢書 寛永諸家系図伝』第六巻(続群書類従完成会、一九九一
- (くどう・だいすけ 青森市史編さん室)